

2009年(平成21年)5月16日 土曜日

# ホステスの立て替え払いはいは？

Q スナックのホステスをしています。店から担当客を決められ、客がツケの支払いをしないときはホステスが立て替え払いをするとの約束を入店の際にさせられました。担当の客が来ると1000円から3000円の指名料がもらえたのですが、担当客が長い間支払いをしなかったために店から未収金25万円の立て替え払いを請求されています。支払わなければいけないのでしょうか。



A ホステスと店の経営者との間では、さまざまな形で未収売掛金をホステスに転嫁する合意がされる場合があります。どのような例はたくさんあります。合意をするかは原則とが、ホステスが利益を

して自由ですが(契約得るために締結する事自由の原則)、合意内容がある半面、経営者が社会的にみてあまが不当な労働条件を強りにも妥当性を欠く場がある場合もあり、事案合には公序良俗違反にこと判断が分かれてより無効となります。

(民法九〇条)。

結局は、契約内容、

ホステスと店との立掛売り時のホステス  
て替え払い契約の有効の関与の程度、ホステ  
性について判断した判 断の受ける利益等を考

## 店との契約…分かれる判断

慮して、経営者に不当な利益を与え、ホステスに過酷な負担を強いものか否かにより判断されます。

判例の一般的な傾向として、経営者が優越的な地位を利用して、経営者の負担すべき危険を回避して労することなく代金の回収を図ることを目的としていることなどを背景に、契約が無効になる場合が多いといえます。

お尋ねの件では、立て替え払いの約束によりあなたが得る利益は指名料だけであり、他方で客が支払わない場合にはその何倍もの飲食代金を負担しなければならぬため、あなたの負担が過酷と判断され、公序良俗に反し無効となる可能性が高いと考えます。

(弁護士 松田健太郎)